

山形市福祉のまちづくり活動委員会規約

(目的)

第1条 この委員会は、市民ボランティアその他を中心として、誰もが住んでよかったと思える「やまがたづくり（山形くげんきであったかづくり）」を目指し、必要な人が自ら動き支援できる人が力を合わせ、必要な取り組みを行うことを目的とする。

これを委員会の活動コンセプトとし、息の長い取り組みを目指す。

(名称、事務局)

第2条 この委員会は、「山形市福祉のまちづくり活動委員会」と称し、事務局を「メディアかがやき」内に置く。

(事業)

第3条 この委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①啓発事業
- ②バリアフリーマップ等の情報提供事業
- ③ユニバーサルデザイン点検関連推進事業
- ④障害者週間記念事業
- ⑤その他

(役員及び幹事会)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| ① 委員長 | 1名 |
| ② 副委員長 | 2名 |
| ③ 事務局長 | 1名 |
| ④ 事務局次長 | 1名 |
| ⑤ 監事 | 2名 |
| ⑥ 顧問 | 1名 |

2 委員会に次のメンバーで構成する幹事会を置く。

委員長・副委員長・事務局長・事務局次長・監事・山形市障がい福祉課

(選任等)

第5条 委員は、第1条の目的に賛同し参画を希望する団体・機関及びその代表並びに個人によって構成される。

前条の役員および幹事は、委員の中から選任する。

(職務)

第6条 委員長は、この会を代表してその業務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長及び事務局次長は、委員会の円滑な運営を図るため、諸作業（会計・事務処理・事業遂行管理・その他）を行う。
- 4 委員は委員会を構成し、この規約の定め及び委員会の会議に基づき、この委員会の業務を執行する。
- 5 監事は、会計を監査する。

（任期）

第7条 役員任期は、1年とし再任を妨げない。

（会議）

第8条 会議は、総会及び幹事会等とする。

2 総会は、次の事項を承認または議決する。

- ① 事業企画、事業実施体制・要領
- ② 事業実行予算
- ③ 規約の変更
- ④ その他

附則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成16年10月28日から施行する。

附則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附則

この規約は、平成21年7月7日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月24日から施行する。

附則

この規約は、平成24年6月28日から施行する。

附則

この規約は、平成25年5月21日から施行する。